

産業廃棄物収集運搬業(積替・保管を除く。)
特別管理産業廃棄物収集運搬業(積替・保管を除く。)

許可申請書類及び記入例



所在地 〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央2-11-15
担当課 相模原市 環境経済局 廃棄物指導課 (市役所本館5階)
電話 042-769-8335 (直通)
F A X 042-769-4445
m a i l haikibutu@city.sagamihara.kanagawa.jp
受付時間 8:30~12:00 13:00~17:15 (要電話予約)
閉庁日 土・日曜日、祝日年末年始(12月29日~1月3日)
交通 JR横浜線相模原駅から徒歩15分
JR横浜線相模原駅から徒歩15分
JR横浜線相模原駅から徒歩15分

産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く）、特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く）の許可申請をされる皆様へ

- 申請の際には、必ず 事前に電話予約 のうえ窓口にお越しください。
電話番号 042-769-8335（直通）
- 申請書類は、次ページからの必要な書類一覧及び記入例を参考に作成してください。
- 申請書類は、提出用1部、申請者控え1部の計2部を用意してください。
- 提出用の申請書類は、必ずA4サイズのフラットファイルに綴じてください。
*ファイルの表紙及び背表紙に申請書名及び申請者名を記入してください。
- 住民票、法人登記簿謄本、納税証明書等の公的証明書は、申請受付日時点で、発行日より3か月以内のものに限りますのでご注意ください。
- 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの修了証について
*新規許可申請の場合は、申請受付時点で有効な修了証の添付が必要です。
→講習会（新規）の修了証の有効期間：5年
*更新許可申請の場合は、実際の更新日時点で有効な修了証の添付が必要です。
→講習会（更新）の修了証の有効期間：2年
- 申請手数料

申請の種類	手数料の額
産業廃棄物収集運搬業新規許可申請	81,000円
産業廃棄物収集運搬業更新許可申請	73,000円
産業廃棄物収集運搬業変更許可申請	71,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業新規許可申請	81,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可申請	74,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請	72,000円

※ 申請受付時に、市役所庁舎内の指定金融機関窓口にて納付して頂きますので現金をご用意ください。

- 許可証の郵送を希望される方は、A4判の入る返信用封筒（必要額の切手を貼付）をご用意ください。

申請に必要な書類一覧

○ 必要な書類
△ 必要に応じて提出

必要書類（次の順序で綴じてください）		新規	変更	更新
全 て の 申 請 者	許可申請書（3頁）	○	○	○
	事業計画書（5頁） 1 事業の全体計画 2 取り扱う廃棄物の種類及び運搬量等 3 運搬施設の概要 4 収集運搬業務の具体的な計画 5 環境保全措置の概要	○	○	○
	法定代理人・政令使用人がいる場合、その者の住民票（本籍の記載があり、マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）	○	○	○
	車庫の案内図	○	○	○
	土地（車庫）の登記簿謄本（申請者所有地の場合） 又は、車庫の賃貸借契約書等の写し（借地の場合）	○		
	自動車車検証の写し （電子化されている場合は自動車検査証記録事項）	○	○	○
	車両賃貸借契約書の写し （自動車車検証において申請者が車両の所有者・使用者でない場合）	△	△	△
	運搬車両（写真貼り付け台紙）	○	○	
	運搬容器（写真貼り付け台紙）	○	○	
	誓約書	○	○	○
	(財)日本産業廃棄物処理振興センター講習会修了証の写し	○	○	○
	事業開始資金及び調達方法	○	○	
	許可証の写し（他の都道府県・政令市許可分を含む）	○	○	○
	収支計画書	△	△	△
	個人が申請者	申請者の住民票（本籍の記載があり、マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）	○	○
資産に関する調書（個人用）		○	○	○
直近3年間の所得税納税証明書（税務署発行）		○	○	○
申請者が未成年者であり法定代理人が法人である場合は、法人の登記簿謄本及び役員・株主の住民票（本籍の記載があり、マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）		○	○	
法人が申請者	定款	○		
	法人の登記簿謄本	○	○	○
	役員・株主又は出資者（注1）の住民票（本籍の記載があり、マイナンバー（個人番号）の記載がないもの） *株主が法人の場合は法人の登記簿謄本	○	○	○
	直近3年間の貸借対照表及び損益計算書	○	○	○
	直近3年間の法人税納税証明書（税務署発行）	○	○	○
※特	別表 金属等を含む特定有害産業廃棄物 特別管理産業廃棄物管理票の管理方法	○	○	○

注1 株主にあつては発行済み株式総数の100分の5以上の株を有する者のみ、出資者にあつては出資総額の100分の5以上に相当する額を出資をしている者のみ

※特 特別管理産業廃棄物収集運搬業の申請のみ必要な書類です

必要に応じて上記以外の書類等の提出を求めることがあります